

令和8年度社会福祉施設等の 整備に対する助成事業

申請受付の確認マニュアル

公益財団法人車両競技公益資金記念財団



公益財団法人車両競技公益資金記念財団
略称「公益記念財団」

申請書類 の 構成

1. 申請書

2. 添付資料



申請書記入(例)
公益財団法人車両競技公益資金記念財団
理事長 殿

1 令和 7 年 6 月 20 日
提出日を記入

2 記入例は「保育所」になってますが、障害者支援施設及び更生保護施設も同様の要領で作成してください。

ふりがな
法人の名称 **社会福祉法人こどもほいく福祉事業会**
代表者役職 **理事長**
ふりがな **ほんごう たろう**
代表者氏名 **本郷 太郎** 印
法人の登録印

助成事業実施計画申請書

令和7年度社会福祉施設等の整備に対する助成事業について、事業計画を策定したので、助成要項第7の規定に基づき、下記のとおり助成金を申請します。

正式に決定していない場合は予定でかまわない。

記

3

1. 助成事業実施予定期間

令和 7 年 10 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日

2. 法人の概要

法人の所在地	住所	〒 113 - 0033 東京都文京区本郷3-22-5 住友不動産本郷ビル8階		
	電話番号	03-5844-3070	FAX	03-5844-3055
担当者連絡先	ふりがな	ほんごう ふみこ	役職名	庶務係長
	氏名	本郷 文子	所属部課名	庶務課
	電話番号	03-5844-3070	FAX	03-5844-3055
	E-mail	hongou@vecof.or.jp	携帯電話	090-****-****

3. 助成事業名及び申請助成金額

[事業費総額(助成対象経費)×助成率2/3以内=助成金申請額(上限400万円)]

助成事業名	令和7年度保育所等の補修改善事業							
本補修改善事業に要する事業費総額	5	3	1	5	7	3	9	円
申請助成金額	3	5	4	0	0	0	0	円 ※万円単位で切り捨て
自己負担金額	1	7	7	5	7	3	9	円

4

No	項目	確認ポイント
1	日付	共同募金会への提出日
2	法人概要	① 記載内容が履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)と相違ないか。 ② 押印影は、「印鑑証明」の印影と同じものか。 ③ 担当者指名・連絡先欄に記載漏れがないか。 * 交付決定後は担当者への連絡事項があります。連絡は原則としてE-mailで行いますので記入漏れのないようにご指導ください。
3	助成事業の実施予定期間	① 実施予定期間は交付決定日(令和8年度は令和8年9月下旬を予定)から令和9年3月31日までの期間内であるか。 ② 受付に際しては、交付決定日より前に申請対象の補修改善の全部又はその一部が実施されていないか確認する。 * 交付決定後であっても、本助成事業開始日である交付決定日より前に着手された補修改善事業(工事請負契約を含む。)は助成対象になりません。 ただし、本申請事業の計画及び本請に必要設計監理契約(基本設計・参考見積もり)はこの限りとしません。
4	・補修改善事業に要する事業費総額(以下「事業費総額」という。) ・申請助成金額 ・自己負担金額	① 事業総額は、応募要領「助成対象の建物部位及び設備」の助成対象経費の総額であり、添付書類の見積書の金額と一致しているか。 ② 申請助成金額の算出額に誤りがないか。 ③ 自己負担金の算出額に誤りがないか。



4. 事業計画

5

(1) 助成事業対象施設の概要						
施設名称	むさしの調布こども園			従業員数	15名	
施設種類	こども園(幼保連携型)		定員	140名	実員	155名
施設所在地	〒	184 - 9999				
	住所	東京都府中市調布ケ丘01-02-3				
	電話番号	04*-5*6-0000	FAX	04*-5*6-000*		
	メールアドレス	hongoukodomo@vecof.or.jp	ホームページURL	https://www.aaa.bbb.ne.jp		
建物等の概要	敷地面積	1,235 m ²		延床面積	877 m ²	
	構造	鉄筋コンクリート造			階数	2 階建
	建築時期	昭和 40 年 3 月 31 日				
	建築確認通知	昭和 39 年 10 月 10 日 第 1234 号				
	検査済証	昭和 40 年 2 月 1 日 第 4321 号				

6

(2) 補修改善工事の設計監理					
補修改善工事設計監理	設計監理者氏名	建築 設 男		建築士番号	第◇◇◇◇号
	(会社名)	武蔵野建築設計事務所		登録番号	〇〇県知事登録第△△号
	住所	〒 123 - 4567 武蔵野市武蔵野町1-2-3			
	電話番号	04***-1234-9876	FAX	04***-1234-9870	
	メールアドレス	mailaddress@domain.ne.jp	ホームページURL	https://www.****.ne.jp	

7

【参考】
○施設の種類
保育所
こども園(幼保連携型)
こども園(保育所型)
○構造
鉄筋コンクリート造
重量鉄骨造
軽量鉄骨造
木造
鉄骨鉄筋コンクリート造
コンクリート充填鋼管構造
アルミ造
その他

No	項目	確認ポイント
5	(1)助成事業対象施設の概要 ・施設の名称 ・施設の種類 ・施設の所在地	① 各欄の記載漏れがないか。 * 法人の概要欄と同じ場合であっても省略せずに、必ず記載するよう指導してください。 ② ホームページ開設の有無を確認。 * 当財団での審査に当たりホームページで運営状況等を確認します。開設していない場合は、URL欄に「-」を記載するよう指示してください。
6	・建物等の概要	① 各欄の記載漏れがないか。 ② 建築確認通知、検査済証欄が添付書類No16建築確認済証、No17検査済証と一致しているか。 * 法令に違反し建築された施設には助成できません。 当該施設が 適法に建築 されていることを確認するための 重要なエビデンス です。 * これらの証書がない場合は、建築を届け出た機関又は自治体から発行したことの証明を取得するよう指導してください。
7	(2)補修改善工事の設計監理	① 設計監理を行う建築士の氏名及び所属先が記載されているか。 * 設計監理契約の費用は助成対象経費です。有資格者が設計監理者に就くよう指導してください。

設計監理は、建築主の立場に立って工事を設計図書と照合して、工事に手抜きや不具合なく設計図書のとおり実施されているか監理することです。助成する補修改善工事の質を担保するために必要な業務です
 建築士法では、建築物の安全性などの質の確保を図るために、原則として建築士が設計・工事監理を行わなければならないこととなっています。また、建築基準法においても、建築士法に違反して設計された建築物についての確認申請書の受理や工事の施工を禁止しています。

(7) 補修改善内容、補修改善の目的と期待効果

① 補修改善工事名

1.2階トイレの改修

② 補修改善箇所

1.2階トイレ

③ 補修改善内容

- ア 大便器8基(和式)、小便器8基のうち大便器8基を洋式に取り替える。
- イ トイレブースの扉や土台部が腐食破損しているのでトイレブースを取り替える。
- ウ 便器の取り替えに伴い、壁と床のタイルを張り替える。
- エ 1階、2階手洗いシンクが老朽化しており取り替える。
- オ トイレ設置に伴う配管工事(給水、排水)
- カ 老朽化した給湯設備(給湯器)を取り替える。

④ 補修改善の目的及び必要性(具体的に記入する。)

ア 現在の園児は和式のトイレを使用した経験がないため、一人でトイレに行けない園児もいて、職員がその都度付き添うなど、その時間帯の保育カリキュラムが中断したり、人手が割かれる状態にある。また、不慣れな和式のためトイレ待ちの時間も多くにある。自宅と同様に一人でも排泄に行ける環境に改善したい。

イ トイレブースの扉や床のタイルも劣化しているので、劣化部分に起因する怪我などが起こらないように綺麗で明るいトイレに改修したい。

ウ 給湯器の老朽化により手洗いの際の水温が安定していないため、冬季などは園児の手洗いが雑になる。衛生面からも適切な手洗い習慣をつけてもらいたいので、水温管理ができる給湯設備が必要。

⑤ 補修改善後に期待する効果・成果(具体的に記入する。)

ア 園児の和式トイレに対するストレスを取り除けるとともに、トイレ待ちの時間も減ったり、職員の付き添いが必要なくなることで、付き添いによる中断もなく集中して園児と接することができる。

イ トイレは一日数回行くところなので、排泄面に課題を抱える園児にもトイレへの抵抗を感じない綺麗で安全、衛生的な環境に整備できれば楽しい保育園生活となる。

ウ 一年を通して適切な水温で手洗いできることで、正しい手洗いが励行され衛生面の向上が期待できる。

(8) 補修改善の実施スケジュール

時期	実施項目
令和7年3月	改修計画及び予算案の理事会承認
令和7年4月	基本設計及び設計監理契約
令和7年6月	助成金交付申請
令和7年9月	交付決定(予定)
令和7年10月下旬	施工業者入札・契約締結
令和7年12月中旬	工事着工
令和8年2月下旬	工事完了・引き渡し

No	項目	確認のポイント
12	(7) 補修改善内容、補修改善の目的と期待効果 ①補修改善工事名 ②補修改善箇所 ③補修改善内容 ④補修改善の目的及び必要性 ⑤補修改善後に期待する効果・成果	①から⑤に記載されているか。 * 箇条書きにするなど要点を簡潔記載するように指導して下さい。
13	(8) 補修改善の実施スケジュール	法人の意思決定から記載されているか。 * 申請時の法人が予定しているスケジュールで、施工業者の入札、決定後のスケジュール変更は問題ありません。

(9) 補修工事の内容

NO	補修工事の箇所	現在の状況			補修工事内容		
		現状	仕様	面積・数量	補修内容	仕様	面積・数量
1	便器取り替えに伴うタイル改修	老朽化、一部破損	磁器タイル100角	13.5㎡	タイル張替え	磁器タイル100角	3.69㎡
2	壁タイル改修	老朽化、一部破損	磁器タイル100角	4.70㎡	タイル張替え	磁器タイル100角	10.76㎡
3	トイレブース取替	土台部腐食	メラミン化粧合板	4箇所	土台取替	メラミン化粧合板	4箇所
4	1階2階便器取り替えに	和式便器	幼児用和式便器	8基	便器取替	幼児用洋式便器	8基
5	1階、2階手洗いシンク取替工事	老朽化、一部破損	手洗いシンク	2箇所	手洗いシンク取替	手洗いシンク	2箇所
6	給湯設備取替工事	老朽化	都市ガス式	1箇所	給湯器取替工事	都市ガス式	1箇所

No	項目	確認ポイント
14	(9)補修工事の内容	補修箇所の現状と補修内容が記載されているか。 *未記載で申請されるケースがあります。必ず記載したものを提出として下さい。
15	(10)収支予算書	収入の部と支出の部の計が合致しているか
16	(11)経費明細	①事業費総額（税込み）の計が上記（10）収支予算書の収入の部と支出の部の計が合致しているか。 ②添付書類の見積書に助成対象外の経費が計上されている場合は、No4欄の記載例に倣い記述されているか。

(10) 収支予算書

科目	予算額	備考
助成金	3,540,000	
自己負担金	1,775,739	内訳は4.(3)参照
計	5,315,739	

科目	予算額	備考
工事費	4,765,739	経費明細・見積書参照
設計管理費	550,000	
計	5,315,739	

(11) 経費明細

No	科目	内容	数量 (単位)	単価 (税抜)	助成対象 経費(税抜)	事業費総額 (税込み)
1	修繕費	トイレ便器取り替え	一式	1,560,000円	1,560,000円	1,716,000
2	修繕費	トイレタイル取替	一式	600,000円	600,000円	660,000
3	修繕費	手洗いシンク取替	一式	472,490円	472,490円	519,739
4	修繕費	園庭手洗い場新設工事	一式	685,900円		
5	修繕費	給湯設備取替	一式	1,700,000円	1,700,000円	1,870,000
6	委託費	設計管理費	一式	500,000円	500,000円	550,000
7						

別表7 申請者(法人)が準備する書類

1. 法人に関する書類

書類番号	書類の用途	書類名	備考	チェック欄
①	申請事項の審査	事業計画書兼助成金申請書	本申請書	
②	申請法人が申請要件に適合しているか審査	定款		
③		役員名簿		
④		直近で終了した事業年度の事業報告書		
⑤		直近で終了した事業年度の期末の収支報告書		
⑥		直近で終了した事業年度の期末の貸借対照表		
⑦		直近で終了した事業年度の期末の財産目録		
⑧		補修改善事業を行う年度の事業計画書	今回申請する補修改善に関する記載箇所を	
⑨		補修改善事業を行う年度の収支予算書	○カーしてください。	
⑩		履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)	・申請時直近のものをご提出ください。 ・別紙「土地一覽表」でまとめてください。	
⑪		登記事項全部証明書(不動産登記簿謄本)		
⑫		公図(こうず)	公図とは、登記所に備え付けられている図面で、土地の位置や形状を確定するための地図で、法的な図面です。	
⑬		法人登録印印鑑証明	申請時直近のものをご提出ください。	
⑭		助成事業の実施に関する誓約書	※停止条件付誓約書	
⑮		反社会的勢力排除に関する誓約書	別紙「反社会的勢力排除に関する誓約書」を提出してください。	

建物に関する書類

書類番号	書類の用途	書類名	備考	建物の補修改善工事	設備の改修工事		チェック欄
					取換のみ	付帯工事がある場合	
⑯-1	現状の建物概要を確認	案内図(広域及び周辺)			○	○	
⑯-2		建築確認申請時の配置図					
⑯-3		現状の配置図			○	○	
⑰	建築関連法令に適合した建物であることを確認	建築確認申請書(写)	補修改善対象工事の建物に関するものです。	○			
⑱		建築確認済証(写)					
⑲		検査済書(写)				○	○
⑳	現状の建物の構造を確認	仕上表	補修改善対象工事の建物に関するものです。	○	○	○	
㉑		平面図			○	○	
㉒		立面図			○	○	
㉓		断面図			○	○	

※チェック欄に証跡を残し本表の写しを必ず申請書類に同封して下さい。

No	項目	確認ポイント
17	添付書類 ■法人に関する書類 ・財産目録については保育所等は不要です。	①全ての添付書類が添付されているか。 ②法人担当者氏名が記載されているか。 ③法人担当者のチェック証跡があるか。 ※事業報告書、収支報告書、貸借対照表、財産目録、事業計画書、事業予算書については、補修助成金申請ガイドP14をご参照ください。
18	■建物に関する書類	①全ての添付書類が添付されているか。 ②法人担当者のチェック証跡があるか。

* No17 建築施設申請書、No18 建築確認通知、No19 検査済書を紛失している場合は届け出機関又は自治体にご相談下さい。代わる証書を取得することができます。(「建築計画概要書」「台帳記載事項証明書」等)



別表8 設計・監理者が用意する書類

書類番号	書類の用途	書類名	備考	建物の補修 改善工事	設備の改修 工事		チェック欄	
					取換のみ	付帯工事が ある場合		
㉔	補修の計画内容 を審査する書類	敷地及び土地一覧表		○	/	/		
㉕		建物一覧表		○	/	/		
㉖		設計における特記仕様書	特記事項が無い場合は「特記事項無し」と記載し提出してください。	○	○	○		
㉗		設計における仕上表		○	/	/		
㉘		設計後の配置図	㉔-3から変更がない場合は㉔-3で流用可	○	/	/		
㉙		設計した平面図	補修改善対象施設に関するものです。	○	現状が反映されていれば21~23で転用可	現状が反映されていれば21~23で転用可		
㉚		設計した立面図		○				
㉛		設計した断面図		○				
㉜			設備をプロットした図面と機器表	各工事の種類毎に作成してください。	○	○	○	
㉝			当該補修工事の詳細設計図	各工事の種類毎に作成してください。	○	/	○	
㉞	スケジュール確認	予定工程表	様式を参考に作成してください。		○			
㉟	劣化状況を審査	修繕改善箇所の写真	・工事写真のルールに則ってください。 ・不具合などの説明を明記してください。		○			
㊱	工事金額の内容と妥当性を審査する書類	工事予定金額			○			
㊲		設計監理報酬見積書	見積の明細を必ず添付してください。		○			
㊳		参考見積資料 (業者見積書、定価表等)				○		
㊴		採用単価の根拠説明書	「予算金額・単価・数量の作成根拠」を作成してください。			○		
㊵		積算数量計算書			○			
㊶	工事及び設計監理者が申請要件に適合しているか審査	建基法及び建築物省エネ法の改正に関する設計監理者届出書 ※必須添付書類有	別紙「建基法及び建築物省エネ法の改正」に関する設計監理者届出書を提出してください。		○			
㊷		反社会的勢力排除に関する誓約書	別紙「反社会的勢力排除に関する誓約書」を提出してください。		○			

※チェック欄に証書を残し本表の写しを必ず申請書類に同封して下さい。

No	項目	確認ポイント
19	添付書類 ■設計・監理者が用意する書類 ・新たに「建基法及び建築物省エネ法の改正に関する設計監理者届出書」が追加になりました。	①全ての添付書類が添付されているか。 ②法人担当者氏名が記載されているか。 ③法人担当者のチェック証跡があるか。 ※「建基法及び建築物省エネ法の改正に関する設計監理者届出書」については次頁を参照ください。



建築基準法及び建築物省エネ法の改正に関する 建築確認手続等の設計監理者届出書

本申請における建築基準法及び建築物省エネ法の改正(2025年4月施行)による建築確認手続等の該当の要否について、下記のとおり届出ます。

記

当該手続の要否は、○をつけた番号のとおりです。

1. 本申請の工事は建築基準法の建築確認手続等が必要である。

建築確認手続及び省エネ基準適合義務制度に必要な手続の完了状況は下表のとおりです。

書類名	該当状況に○をつけてください	
	提出済	未提出
本申請工事に係る建築確認申請書	提出済	未提出
(同) 建築確認済証	交付済	未交付
省エネ適合判定の申請書	提出済	未提出
(同) 判定通知書	交付済	未交付

上記表の完了した書類の写しを申請書類として添付します。

2. 本申請の工事は建築基準法の建築確認手続等が不要である。

令和 年 月 日

設計監理者事務所の名称:

住所:

設計監理者氏名:

印

*申請書4. 実施計画(2)補修改善工事の設計監理の欄の者と一致していること。

No	項目	確認ポイント
20	1.本申請の工事は建築基準法の建築確認手続等が必要である。 2.本申請の工事は建築基準法の建築確認手続等が不要である。	1か2の該当する方に○が付いているか。 1を選択した場合、表中の該当状況に○が付いているか。 記入箇所に記入されているか。 捺印がされているか。



【参考：用語の解説と必要性】

補修改善工事が冷暖房設備や便所等の機器・器具の取り換え工事であっても、補修改善対象施設の構造、電気の配線や配管等も含め、補修改善工事の全体を把握し審査するために必要な書類です。
※ 添付資料に不足がある場合は受理することができませんのでご注意ください。

用語	解説	必要性
建築確認通知 (建築確認済証)	<ul style="list-style-type: none">・設計段階で建築基準法の規定に適合しているか否かの確認が「建築確認」です。・建築確認で法令上問題ないことが確認できた場合、各市区町村に建築確認申請を行います。・申請が受理された場合にのみ発行されるのが「建築確認通知書」です。	<ul style="list-style-type: none">・公益目的事業である本財団の助成は法令に違反した建築物に助成できません。これらの証書で補修改善対象の施設が違反なく建築されていることを確認します。
検査済証	<ul style="list-style-type: none">・検査済証は、建築基準法で定められた「建築確認、中間検査、完了検査」の3つがすべて完了し、その建物が法律の基準に適合していることが認められたときに交付される書類です。・完了検査を受けていない又は検査済証がない建物は違法とみなされます。・これら建築過程の検査は、建築物の安全性等の確保を目的とする制度で、一定の建物を建築しようとする場合は、この検査が義務付けられます。	

* 建築確認通知、検査済証を紛失している場合は届け出機関又は自治体にご相談下さい。
建築確認済証、検査済証に代わる証書を取得することができます。



以上、確認のポイントにご留意いただき、申請書の受付業務を実施していただきますようお願い致します。

助成金の交付に関する規程を財団ホームページに開示しています。
申請者には申請前に必ず確認するようご指導ください。

なお、ご不明な点につきましてはメールでお問い合わせ下さい。

公益財団法人車両競技公益資金記念財団

公益事業部公益事業課

E-Mail: kouekijigyou@vecof.or.jp

